

近年、全国的な雇用情勢の好転等による人手不足のため、農業分野においても農作業支援者の確保が深刻な課題となっており、農業経営の規模拡大を阻害する要因ともなっています。そのため、県では、労力支援サービスを通じて農業所得の向上と農業の成長産業化を図るため、JAグループや人材派遣会社と連携して平成31年2月に「株式会社エヌ」を立ち上げました。エヌの主なサービスとしましては、農林水産分野への外国人受入・派遣事業、国内人材の労働者派遣事業、有料職業紹介事業を行います。

平成31年4月から改正出入国管理及び難民認定法に基づく、農業分野での「特定技能」による外国人就労が可能となったため、エヌが外国人材を活用した労力支援サービスを開始しました。県内でも島原半島地域で外国人就労者の受入がまもなく始まります。外国人就労者の受入についてお尋ねがありましたら、振興局もしくは株式会社エヌにご連絡ください。

株式会社エヌ ☎0950-20-1201

県央振興局 長崎地域普及課／諫早地域普及課／大村・東彼地域普及課 ☎0957-22-0057

「主要農作物種子法」廃止後も、長崎県は、これまでどおり稲・麦類・大豆の種子の生産と供給を続けていきます！

全 域

稲・麦類・大豆の奨励品種の選定や原種・原原種の生産など、都道府県の事務を定めていた「主要農作物種子法」は平成30年4月に廃止されましたが、県ではその内容を引き継いだ「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」を制定しております。

優良な種子を安価で安定的に供給していくには県の役割が重要であることから、県では、要綱に基づき、これまでどおり、県内に普及すべき稲・麦類・大豆の優良な品種（奨励品種）の種子の生産と供給を続けていきます。

「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」（平成30年4月施行）とは

主要農作物（稲・麦類・大豆）の優良な種子の生産及び普及を促進し、主要農作物の生産性の向上及び品質の改善を図るために

「自県内で普及すべき優良な品種（奨励品種）の選定」「種子生産計画の策定」

「原種及び原々種の生産」「種子生産圃場の指定」「種子の審査」等について規定

参 考

- ・廃止された「主要農作物種子法」は、遺伝子組換え作物や種苗の無断栽培を規制する法律ではありませんでした。
- ・遺伝子組換え作物の栽培などは、「食品衛生法」などで規制されています。
- ・種苗の無断栽培などは、「種苗法」で規制されています。